

泉大秘広第9号
平成26年7月11日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二様

泉大津市長 伊藤 晴彦
(公 印 省 略)

2014年度自治体キャラバン行動・要望書について (回答)

平素は、本市行政に対し多大なるご協力をいただき、誠にありがとうございます。

平成26年6月3日付けでご要望いただきました標記の件について、別紙のとおり回答申し上げます。

なお、懇談につきましては、健康福祉部にて対応をさせていただきますので、よろしく
お願いいたします。

《担当》

〒595-8686

大阪府泉大津市東雲町9番12号

泉大津市 総合政策部秘書広報課 小島

TEL 0725-33-9415

FAX 0725-21-0412

E-mail his yokouhou@city.izumiotsu.osaka.jp

「2014年度自治体キャラバン行動・要望書」について（回答）

1. 職員問題について

自治体職員の非正規化、委託化、外注などにより、自治体職員が安心して本来の責務を果たす労働条件が保障されず、結果として住民の権利保障などに支障をきたす状況にあります。

特に社会保障関連職場、教育関連職場では住民のくらしやいのちに直結するため、専門性の向上は不可欠であり、本来正規職員を配置すべきです。仮に、正規職員以外の場合であっても「均等待遇」による賃金・労働条件の確保と研修の拡充により、住民の権利保障と職員の生きがいにつながるように制度構築を行うとともに、対象者に安心して助言できる職員数の確保を強く要望します。

【回答】

職員数の確保につきましては、事務事業、財政状況、また、退職者数等を考慮し、各年度の採用の平準化を勘案したうえで、計画的な職員の採用を行っています。

なお、専門職につきましても、同様の視点で計画的な採用を行っています。

2. 国民健康保険・医療について

①国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げる。保険料については、ワーキングプア世代やこどもの多い現役世代に配慮した子ども減免（こどもの均等割は0にするなど）、低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免などを創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。いずれもこれら減免制度については住民の多くは知らないことを前提にしてホームページや広報に掲載することはもちろん、チラシ、パンフレットなどを作成しあらゆる機会に住民に周知すること。（減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の今年度版の現物を当日参加全員にお渡しください。）なお、生活保護基準引き下げによる保険料減免と利用料減免での影響について、具体的にお答えください。

【回答】

一般会計繰り入れにつきましては、条例減免等に対する繰り入れがなされています。また、医療費が年々増加するなかでは、給付と負担の均衡を図るため一定の保険料は必要であると考えています。

なお、保険料の引き下げのための財政措置については、毎年度、市長会等を通じて要望を行っているところです。

条例減免につきましては、災害等により損害を受けたとき、失業等により所得が著しく減少したとき、特別障害者がいる世帯などに減免を行っており、平成 25 年度において減免基準の拡充を行いました。

一部負担金の減免につきましては、国基準により取扱要綱を策定し、「入院」に限定せず「外来」も実施しています。生活扶助見直しに伴う利用料減免の影響についてですが、本市の減免適用基準額は、国基準より拡充しています。

また、これら減免制度につきましては、「ホームページ」、「すこやかこくほ」などのチラシなどに掲載し、周知に努めています。

②「給付と収納は別」であることを徹底し、たとえ滞納をしても施行規則第一条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。子どもの保険証は 1 年以上とし、絶対に無保険状態をつくらないこと。財産調査・差押については法令を順守し、きめ細かく面談し滞納処分をしたことによってもや生活困窮に陥らせることがないようにすること。地方税法 15 条・国税徴収法 153 条にもとずき無財産・生活困窮状態の場合はただちに滞納処分の停止を行うこと。特に生活保護受給者については大阪府 2012 年 3 月 27 日付通知にもとづきただちに滞納処分の停止を行うこと。また、昨年 11 月の鳥取県児童手当差押事件（広島高裁松江支部）判決の趣旨を理解し、預貯金に入った場合でも差押禁止財産については差し押さえないこと。

【回答】

資格証明書発行につきましては、保険料滞納者と完納者との負担の公平性の確保を目的とするものであり、個々の滞納世帯の実情を充分把握して対応しています。

短期保険証の留め置きにつきましては、高校生世代以下の子どもに対しては、1 年証を郵送により発行しています。

財産の差押につきましては、保険料滞納者と完納者との公平性の確保を図るため、納付相談等に応じない滞納者について、預金、資産等の財産調査を行い、差押事前通知書により予告を行った上で滞納処分を実施しています。

前年度以前分の保険料に滞納があり、一括納付が困難な世帯が、計画的な滞納額の解消を申出られた場合は、現年分の年間保険料以上の納付を行うことにより、現年保険料に加えて過去の滞納保険料も解消する「分割納付」を認めております。

このような「分割納付」を履行中の世帯につきましては、差押を執行することはありません。

国民健康保険料を滞納された場合、法令に基づき督促状を送付しております。滞納処分の執行停止については、督促状の納期限経過後、財産調査により納付資力がないと認められる場合に行うものです。生活保護世帯については滞納処分の執行停止を行うこととしています。

児童手当が預貯金に入った時点での差押えは執行しておりません。

③国や大阪府から出されているこれまでに通知は、毎年担当者が変わることを踏まえ、必ず年度初めには係員全員が目を通し、認識しておくよう努めること。

【回答】

国、府からの通知については、係員全員に供覧周知し、認識しております。

④国保滞納者は生活困窮の場合が多々あるので、生活保護担当課とは常時連携をとるとともに、滞納処分に関わっての通知等情報の共有もしておくこと。生活保護受給者に対しては滞納処分の停止の対象となることを生活保護担当課にも周知徹底すること。

【回答】

以前から、保険料滞納者に対しては、納付相談、納付指導を行う中で個々の事情の把握に努め、日頃からきめ細やかで丁寧な対応を行っております。生活保護担当課をはじめ必要に応じて連携して対応しております。

⑤国民健康保険運営協議会は住民参加・住民代表の公募・全面公開とし、会議公開はもちろん資料提供、議事録を作成しホームページで公開とすること。

【回答】

国民健康保険運営協議会公開については、平成25年度第2回から公開で開催しています。傍聴していただくこともでき、資料提供も行っています。

⑥2015年度「財政共同安定化事業」1円化にむけては、大阪府が一方的に算定方法を決め、大規模自治体のみが一人勝ちをし、その他の自治体が交付より拠出が大幅に上回るために保険料値上げをしなければならないという事態を絶対に起こさないよう市町村として意見をだすこと。

【回答】

国保制度下における不公平状態をつくるなど絶対にあってはならないよう、府に対し強く要望していきます。

⑦福祉医療助成に対するペナルティ分については国にやめるよう強く要請するとともに当面は一般会計繰入で補填すること。

【回答】

福祉医療助成に対するペナルティ分については、国に要望してまいります。ペナルティ分につきましては、一般会計からの繰入がなされています。

⑧無料低額診療事業を実施している最新の医療機関名簿を国保課等カウンターに常時配架すること。

【回答】

窓口において必要時は、最新の医療機関名簿をお渡ししています。

3. 健診について

①特定健診は国基準に上乘せして以前の一般健診並みの内容とし糖尿病、脳や心臓の血管障害等、生活習慣病とあわせ結核など病気も発見できるようにすること。費用は無料とし受診しやすいものとする。近隣自治体だけでなく、大阪府内、さらに近畿管内で受診率の高い自治体から取り組み経験などを学ぶ機会をつくること。

【回答】

特定健診の追加項目につきましては、これまでの、住民健診との整合性を考慮しつつ、また、追加健診費用の保険料への転嫁ということもあって、市医師会との協議を踏まえ決定したものであります。

また、費用負担については、26年度から無料となっています。

②がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。

【回答】

がん検診の内容につきましては、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づいて、検診の種類や項目に従い実施しているところです。

また、がん検診と特定健診との同時受診につきましては、平成20年度より実施していますが、費用の無料化は予定しておりません。

③人間ドック助成を行うこと。

【回答】

人間ドック助成の内容につきましては、上限3万円の助成をしています。

④日曜健診、出張健診を積極的に行うとともに、委託事業所への補助を行うこと。

【回答】

保険年金課で実施している40歳～74歳の特定健康診査における日曜健診につきましては、今年度は、4日間の実施予定をしています。また、特定健康診査における公民館等に出向いた出張健診につきましても、昨年度は10日間の実施でしたが、今年度は11日間の実施予定をしています。

健康推進課で実施している16歳～39歳の健康診査における日曜健診は、今年度は2日間の実施予定をしています。また、出張健診につきましても、保険年金課が実施している特定健康診査と合同で、日曜日開催2日を含め11日間の実施予定をしております。

今後も、より受診しやすい環境づくりに努めていきます。

4. 介護保険について

①第5期介護保険事業会計の見通しを明らかにするとともに、第6期介護保険料については、特に基準額以下の段階を国の段階よりも引き下げ×0.1や0.2などを作る。その場合、一般会計からの繰入を行い、保険料全体で調整しないこと。また本人課税の段階についてより多段階化をし、例えば所得200万円と400万円の人が同じ保険料となるような不公平な保険料とならないように配慮すること。低所得者に対する独自の保険料減免制度を改善すること。

【回答】

第6期の介護保険料については、現在、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進委員会で協議していきます。

なお、介護保険料については、国の示す保険料単独減免の三原則にもあるように一般会計からの繰入れは適当でないと考えています。

また、保険料の減免制度については、現在、低所者の第3、第4段階の該当者について市独自減免制度を設けていますが、第6期についても、低所得者への支援を、検討していきたいと考えています。

②国庫負担割合の引上げを国に求めること。

【回答】

国庫負担割合の引き上げについては、すでに国への要望を提出しているところです。

③直近の要支援者の訪問介護・通所介護利用者数及び実態を明らかにし、これらの利用者のサービスを第6期以降においても継続すること。要支援者の訪問介護・通所介護については、利用者のサービス選択権を保障し、希望するすべての利用者には既存のサービスを提供できるようにすること。「多様な主体による多様なサービス」について確保の見通しについて明らかにすること。「新しい総合事業」を実施する自治体の体制（担当課、担当職員数、委託先団体、連携先等）を明らかにすること。

【回答】

要支援者に対する訪問介護・通所介護については、既存サービスに加え、多様なサービスが多様な主体により提供されることにより、利用者がこれまで以上に自分にふさわしいサービスを選択することができる仕組み及び新しい総合事業の計画的な移行について、第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会において協議していきます。

④利用者負担割合を引上げないこと。国負担で低所得者の介護保険利用料軽減を行うよう求めるとともに、補足給付の対象に資産要件を盛り込まないよう国にもとめること。国が制度化するまでは市町村として独自減免を行うこと。

【回答】

国負担での介護保険料軽減については、国及び大阪府に要望しております。
また、補足給付については、国及び大阪府に要望しております。

⑤行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。大阪府に対してサービス付き高齢者向け住宅をはじめ、府内で急増している高齢者住宅について実態を把握して、悪質なものについてはきびしく規制するよう要請すること。

【回答】

施設・居住系サービスについては、第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に向けたアンケート調査の結果なども踏まえ、第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会で協議してまいります。

高齢者住宅の指導については、大阪府に要望しています。

⑥不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること。

【回答】

本市における「ローカルルール」はないものと思っております。

⑦第6期介護保険事業計画策定に当たっては「日常生活圏域部会」を設置し、中学校区ごとの調査を踏まえて日常圏域ごとの計画を策定すること。また、地域包括支援センターも日常生活圏域に1カ所設置すること。

【回答】

現在、本市の日常生活圏域は、1圏域であり、1カ所の地域包括支援センターを設置しています。

5. 障害者の65歳介護保険優先問題について

①介護保険第1号被保険者となった障害者に対し、一律に介護保険のサービスを優先することなく厚生労働省通知（平成19年3月28日付）をふまえ、本人のニーズや状況を踏まえた

柔軟な支給決定を行なうこと。

【回答】

介護保険の対象者による障がい福祉サービスの利用につきましては、既に障がい福祉サービスを利用している障がい者が、新たに介護保険の対象となった後も引き続きサービスを利用しようとする場合において、本人のニーズやサービスの利用状況等を勘案して、現に受けているサービス支給量の継続受給が必要であると認められるときは、現に受けているサービス支給量の範囲内において引き続き支給決定を行うことができる運用を行っているところです。

②64歳までの障害者サービス利用時と同様に住民税非課税世帯には利用料無料とすること。

【回答】

障がい福祉サービスの利用に係る利用者負担につきましては、平成22年4月から、低所得（市町村民税非課税）の障がい者及び障がい児の保護者につき、利用者負担を無料とする措置が講じられている一方で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第7条の規定等による介護保険サービス優先の原則から、65歳以上の障がい者については、介護保険制度に基づく利用者負担を余儀なくされているのが実情です。

ご要望の趣旨につきましては、障がい福祉及び介護保険の両制度の根幹に関わる問題であることから、本市独自にて検討を行うことはできませんが、利用者負担の軽減という観点から、今後とも国及び大阪府に要望してまいります。

6. 生活保護について

①ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。

【回答】

今後も更に被保護世帯数の増加が予想されるため、引き続き体制を整備するべく要望等を行って参ります。また、法定のケースワーカー数を継続して配置できるように要望して参ります。ケースワーカーの研修も、セーフティネット補助金を活用する等、積極的に行い、窓口での傾聴を基本とした相手の立場に立った接遇に活かしていきたいと考えます。

②自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているもの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)。

【回答】

生活保護の「しおり」等については、より良いものを目指して適時修正を加えております。また、しおりと申請用紙についてはカウンターに置き、相談者にいつでも説明し渡せるようにしております。

③申請時に違法な助言・指導はしないこと。2013年11月13日に確定した岸和田市生活保護訴訟をふまえ、要保護者の実態を無視した一方的な就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として各自治体が仕事のを確保すること。

【回答】

申請時に違法な助言・指導は行っておりません。原則的に心身の疾患により、医療機関から就労不可と判断されている場合を除き、65歳までの稼働年齢層に対しては就労指導を行っております。なお、指導を行うに当たっては、希望する職種や就業時間、健康状態や世帯の状況等を踏まえ、稼働能力を慎重に検討した上で行うようにしております。その上で、本人の希望を尊重しながら就労情報の提供やハローワークとの連携による支援を行うことにより、就労に結び付けていく体制を取っております。従って当所では実態を無視した就労指導を強要することはありません。

仕事のを確保について、当所はハローワークの活用による就職実現を従来から取り組んでおり、今後とも被保護者それぞれの能力に応じた就職達成をハローワークを通じて行っていきたいと考えております。

④通院や就職活動などのための移送費(交通費)を法令通り支給すること。移送費については「しおり」「手引き」に明記すること。

【回答】

通院移送費については、厚労省の通知に基づき、個々の被保護者の生活を圧迫することのないよう注意し、日々のケースワークを通じて説明を行い、周知を図っております。就職活

動の交通費も各ケースワーカーより就職活動中の保護者に説明しております。
また、移送費について、しおりに記載しております。

⑤国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。以上のことを実施し、生活保護利用者の医療権を保証すること。西成区のような「通院医療機関等確認制度」は導入せず、健康悪化を招く事態をつくらないこと。

【回答】

生活保護法の医療扶助運営要領には、「医療扶助による診察、薬剤（調剤を除く。）、医学的措置、手術等の診療の給付は、医療券を発行して行うものとする。」と規定されています。当所では緊急時に受診した場合や医療券を持たずに受診した場合は、電話連絡をいただくことにより直接医療機関に医療券を送付しております。

また、当所では通院医療機関等確認制度の導入予定はありません。

⑥自動車の保有を認めること。枚方生活保護自動車保有訴訟の判決内容を実施機関に徹底すること。

【回答】

被保護者が自立のために必要と認められる場合等、保有の要件に該当する場合は自動車の保有を認めています。また、障がい等で通院が著しく困難な場合についても保有を認めているケースもあります。

自動車の保有については国や大阪府からの通知や事務連絡を踏まえ、個々の事案の検討を慎重に行っていきたいと考えております。

⑦警察官 OB の配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

【回答】

当所では窓口等での行政暴力等違法行為に対応するため、警察官 OB を配置しております。また、適正化ホットライン等は実施しておりません。

⑧介護扶助の自弁を強要しないこと。ケースワーカーがケアプランへの不当な介入を行ったり指導をしないこと。

【回答】

当所は介護扶助の自弁をするよう被保護者に求めることはしておりません。

また、ケアプランについてはケアマネージャーが介護の必要な被保護者の状況を聴取・把握した上で作成されており、ケースワーカーの不当な介入はありません。

一方で、要保護者の介護につき優先活用が可能な他法他施策（自立支援給付等）があると判断される場合、要保護者やケアマネージャーに対して他法他施策による給付を活用すべきことの指導は行っております。

ほか、当所においては介護の給付が適正に行われるよう指定介護機関やケアマネージャーとは連絡を密にとり、制度の趣旨や介護扶助に関する事務連絡の周知や相互の信頼関係の構築に努めています。

7. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

①子ども医療費助成制度は、2013年4月段階で1)全国1742自治体中984自治体（56.4%）が完全無料、2)1349自治体（77.4%）が所得制限なし、3)831自治体（47.7%）が通院中学校卒業まで、155自治体（8.9%）が高校卒業までであり、現時点ではさらに進んでいることが予想される。一方、大阪ではこの3要件を全てクリアーしている自治体は1つもなく、全国最低レベルである。一刻も早く、外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。さらに大阪府に対して全国並み（通院中学校卒業まで・完全無料・一部負担無し）拡充をすすめるよう強く要望すること。

【回答】

子ども医療費助成制度を中学卒業まで無料とすることは、本市の財政状況では困難ですが、国に対して助成制度の創設について大阪府市長会を通じて要望しているところです。

なお、本年7月より、通院について、9歳に達した日以後最初の3月31日まで（小学3年生修了まで）、対象年齢の拡大を実施いたします。

②妊婦健診を全国並み（14回、11万円程度）の補助とすること。

【回答】

妊婦健康診査の公費負担額は、平成25年8月に10,000円増額し、平成26年4月に15,000

円増額し、78,390 円に引き上げています。

妊婦健康診査の重要性は充分認識していますので、今後とも国の動向を注視しながら検討してまいります。

③就学援助の適用条件については生活保護基準 1.3 倍以上とし所得でみることに。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第 1 回支給月は出費のかさむ 4 月にできるだけ近い月とするために保育料と同様に年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。昨年 8 月、今年 4 月の生活保護基準引下げがどのように影響したかについて具体的な数値で説明すること。また、影響が出ないようにどのような対策をとったのか明らかにすること。

【回答】

生活保護基準 1.1 倍の総所得金額等に基づき判定しています。就学援助申請は、教育委員会事務局教育部指導課で通年受付けています。年明け早々からの翌年度の就学援助申請は、市民税非課税を含む世帯構成員全員の所得状況は教育委員会で判断できないため、受付られません。

判定に際し、市民税非課税その他の国基準を併用していますので、昨年 8 月の基準では申請がされた世帯で影響があったのは 0.5% であり、今年度については認定作業が終了していませんので数値は現時点ではお示しできませんが、平成 25 年度及び平成 26 年度とも去年 8 月引き下げ前の基準で対応することで影響がでないようにしています。

④子育て世代支援と自治体の活性化のために「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」「一人親世帯家賃補助」など多彩な家賃補助の制度化を図ること。

【回答】

本市では、家賃補助の制度はございません。また、現時点で制度化の検討についても予定はございません。なお、大阪府の制度ではありますが、新婚・子育て世代家賃補助を受けることができる特定優良賃貸住宅の入居募集を行っております。

⑤独自の「こども手当」など現金支給制度を実施し、子育て世代の生活支援を行うこと。

【回答】

本市では、安心して子どもを産み、育てられるよう、妊娠出産から子どもの成長に応じた

さまざまな支援を実施していますので、現在の厳しい財政状況の中、国の支援策に加え、更なる支援金等の独自支給については困難であります。

⑥中学校給食は自校式・完全給食・全員喫食とすること。

【回答】

中学校給食につきましては、本市の実情を踏まえ、どのような方法が可能か慎重に検討進めているところです。

⑦ここ 10 年間の人口流入・流出についての動向とその原因分析、さらに少子化対策、現役世代の定着のためにどのような施策を展開しているのかについてお知らせいただきたい。

【回答】

(人口の流入・流出とは、通勤、通学者に関連するものです。質問の意図から、転入・転出と想定して回答します。

※以下、総務省統計局ホームページから抜粋：「他市区町村に従業・通学するということは、その従業地・通学地のある市区町村からみれば、他市区町村に常住している人が当該市区町村に従業・通学するためにやってくるということで、これは、いわゆる従業地・通学地への流入人口を示すものとなっています。）」

人口の転入と転出について、年度により増減にばらつきがありますが、近年は転出超過傾向が続く動向がみられます。

一人世帯や夫婦と子ども世帯が、仕事の都合、住宅の都合で転出する割合が多いため、結婚や住宅購入により転出するのではないかと分析するものです。

少子化対策の一例として、平成 26 年度施政方針で重点的に取り組む施策として掲げる「子育て支援の充実」に関する施策を示します。

・妊婦の健康診査については、現在の追加受診券による助成を拡充することにより、定期受診の促進を図る。

・子ども医療助成については、通院にかかる医療費助成の対象学年をこれまでの小学 2 年生までから小学 3 年生までに引き上げる。

・幼稚園と保育所のそれぞれの長所を活かした幼保連携型施設の開設に先立ち、昨年 6 月に、楠幼稚園内にくすのき保育所を開所したが、本年 4 月には、「泉大津市立くすのき認定こども園」が開園した。これに合わせ、楠幼稚園の耐震化事業に着手し、また、「(仮称) 泉大津市立かみじょう認定こども園」の開設に向け、施設を改修し、準備を進めているところ。

20～64歳人口を現役世代とし、その定着のための施策として、同じく平成26年度施政方針から子育て支援の充実と同様に、特に重点的に取り組む1点目の「心がかようまちづくり」を代表例として示します。

現代社会は、核家族化などの居住形態や生活様式の変化、価値観の違いなどにより、人のつながりや連帯感、支え合いの意識が希薄化し、地域コミュニティの衰退が懸念されています。また、いじめや虐待、孤独死など、市民の身近な安心・安全をめぐる課題は多岐にわたり、複雑化してきています。これらの課題に同時に対応する有効な取組として、「セーフコミュニティ活動」があります。「セーフコミュニティ」とは、世界保健機関（WHO）の「セーフコミュニティ協働センター」が、この活動に取り組む自治体を認証する制度で、本市は、平成26年度から、このセーフコミュニティ国際認証の取得に取り組んでいくものです。

「セーフコミュニティ活動」とは、事故やケガなどは、偶然に起こるものではなく、原因分析の上、対策をとれば予防できるという理念のもと、予防に重点を置いた科学的な分析を行い、市民、関係機関、行政など分野を越えた連携や協働により、安心して安全なまちづくり活動を行っていくものです。

この活動によって、人と人とのつながりや連帯感、支え合う意識が芽生え、その結果、地域コミュニティが活性化し、さらには再構築がなされるとともに、不測の災害時の支え合いにも結び付いていくものと考えています。

その他、現役世代の定着のための施策例は次のとおりです。

- ・市立病院での出産が2回目以降の方の、出産費用の一部を割り引く制度を創設
- ・小学校の空調設備工事（平成26年度中に整備完了予定）
- ・住宅リフォーム（住宅の耐久性、居住性の向上のために行う増築、改築、修繕、模様替え等耐震改修）の経費の一部を助成する制度を新たに創設